

自主的避難等対象区域（いわき市）で青果仲卸業を営む申立会社について、原発事故の影響により取引先が減少したこと等の事情を考慮して、平成30年1月から令和5年12月までの逸失利益（ただし、原発事故の影響割合を10割から1割まで漸減し、直接請求手続による既払金を控除した額。）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人有限会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、本件の賠償金として、3007万8355円を賠償済であることを相互に確認する。

第3 和解金額

被申立人は、第1項の金額が3072万8064円であること、及び、この金員から前項記載の既払い金3007万8355円を控除した残額である64万9709円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年7月7日

（仲介委員 竹之内 俊）

損害項目		期間	和解金額	既払い金	差引賠償額
営業損害	逸失利益	平成 30 年 1 月～ 令和 5 年 12 月	30,728,064	30,078,355	649,709
合計					649,709